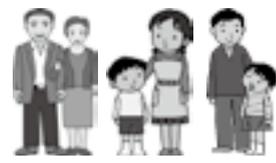




国民健康保険
支えあいの制度です



平成25年2月15日 発行
発行 福生市
編集 市民部保険年金課
〒197-8501 福生市本町5番地
電話 042-551-1640(直通)

平成25年度から国民健康保険税が改定されます

日本の国民皆保険制度の特徴

- ①国民全員が公的医療保険等で保障されています。(昭和36年から国民皆保険制度になりました。) 皆保険は世界でも珍しく、アメリカ合衆国では日本式の皆保険制度を目指している状況です。
- ②医療機関を自由に選べます。
- ③安い医療費で高度な医療が受けられます。月500万円の医療を受けた場合でも、窓口負担(保険適用分)は、約13万円(一般)です。
- ④皆保険制度を維持するため、皆さんで出し合った保険税と公費で運営されています。

国民健康保険運営の現状

福生市国民健康保険(以下、国保)では、加入されている方の医療費(保険者負担分)を支払うため、加入者からの保険税、国・東京都からの負担金、一般会計(*)繰入金を主な財源としております。

なお、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が増加しているため、厳しい運営状況が続き、市税を主な財源とする一般会計繰入金も年々増加し、市民サービスにも影響しております。

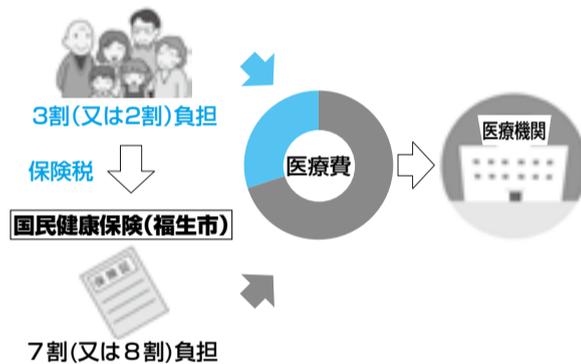
このことから、市では国保の安定的な運営を図るため、平成25年度から保険税率などを改定します。

また、適正に医療機関で受診されることにより、皆様の税などの負担も抑えることができます。

(⇒詳しくは、裏面をご覧ください。)市民の皆様の御理解、御協力をお願いします。

*一般会計とは、福祉・教育・土木など、さまざまな事業に使われる市の予算です。

国民健康保険加入者



改定点1 課税方式を見直します

医療分の課税方式が、個人毎の所得割と均等割の2方式となります。

改定点2 税率等を見直します

医療分の所得割が4.7%、均等割が24,000円となります。

改定後の税率等について

国民健康保険税は、医療分+後期高齢者支援金分+介護分の合算で算定されています。

■医療分(今回改定分)

	平成25年度	平成24年度	比較
①所得割	4.7%	4.0%	0.7%増
②資産割	-	13.0%	廃止
③均等割	24,000円	18,000円	6,000円増
④平等割	-	1,200円	廃止
賦課限度額	51万円	51万円	-

■後期高齢者支援金分(今回改定なし)

	平成25年度	平成24年度	比較
①所得割	1.8%	1.8%	-
③均等割	11,000円	11,000円	-
賦課限度額	14万円	14万円	-

■介護分(今回改定なし)

※40歳~64歳までの加入者のみ

	平成25年度	平成24年度	比較
①所得割	1.3%	1.3%	-
③均等割	11,000円	11,000円	-
賦課限度額	12万円	12万円	-

- ①所得割……(前年の総所得-33万円)に対して計算
- ②資産割……固定資産税額に対して計算
- ③均等割……被保険者1人当り
- ④平等割……1世帯当り

モデル世帯における税率改定前後の年税額について

モデル ①

家族構成 45歳夫婦・子供2人の4人世帯
前年中の所得 200万円(給与収入約311万円)
固定資産税 7万円

年税額	平成25年度	平成24年度
	292,100円	266,800円

1人当り年間6,325円の負担増

モデル ②

家族構成 65歳夫婦の2人世帯
前年中の所得 200万円(年金収入320万円)
固定資産税 なし

年税額	平成25年度	平成24年度
	178,400円	156,000円

1人当り年間11,200円の負担増

平成25年度国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送予定です。

世帯主が社会保険等に加入している場合でも、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主宛に通知されます。

ご存知ですか？

ジェネリック医薬品

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

先発医薬品(新薬)の特許期間満了後に、有効成分や効能及び効果等が同じ医薬品として新たに承認され、製造・販売される医薬品です。製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上等、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。

●効き目は同じなんですか？

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が定めた厳しい基準をクリアして、先発医薬品と品質・有効性が同じであると認められた薬ですので、安心して使っていただくことができます。

●なぜ安いのですか？

承認にあたって先発医薬品と比べて臨床試験など様々な試験が省略できます。そのため開発費用も安価で開発期間も短いことから薬の価格が比較的安くなり、患者さんの負担を軽減できます。

福生市ではジェネリック医薬品差額通知を発送しています

差額通知は、ジェネリック医薬品に替えると自己負担額を削減できる可能性があることをお伝えするもので、強制するものではありません。ジェネリック医薬品への変更については、かかりつけの医師又は薬剤師の方へ必ずご相談してください。



注 意

※医薬品の価格が下がっても、患者さんご負担は先発医薬品使用時と変わらないか、上がることもあります。薬剤師さんとよく相談してください。

※先発医薬品からの変更を希望しても、対応するジェネリック医薬品が製造・販売されていないものもあります。

※在庫が薬局にない場合には、お薬の用意するのに時間がかかってしまうときもあります。



柔道整復師(接骨院・整骨院)の正しいかかり方

●柔道整復師(接骨院・整骨院)をご利用になられる方へ

Q. はじめに、柔道整復師(接骨院・整骨院)とは？

A. 柔道整復師(接骨院・整骨院)は骨折や脱臼、ねん挫、打撲及び挫傷(肉離れ等)などの痛みに対して施術を施します。ただし、柔道整復師(接骨院・整骨院)は「国家資格」であっても「医師」ではないので、病院や診療所の治療と同じように国民健康保険がきくわけではありません。従って、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。



Q. どんな時に国民健康保険が使えるの？

A. つぎを参照してください。

保険証の使える時(給付の対象になる)

- ①外傷性のねん挫・打撲・挫傷(肉離れ等)
- ②骨折・脱臼の手当て(応急手当後の施術には医師の同意が必要です。)

保険証の使えない時(給付の対象にならない)

- ①日常生活における単純な疲労や肩こり・腰痛・体調不良等
- ②スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛など肉体疲労改善のための施術
- ③ねん挫や打撲が完治した後のマッサージ代わりの利用
- ④病気(リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)による凝りや痛み
- ⑤症状の改善がみられない長期の施術(応急処置を除く)
- ⑥脳疾患後遺症等の慢性的な症状

施術を受ける時の注意事項

- ①負傷原因を正確に伝えてください。
⇒外傷性の負傷でない場合は国民健康保険が使いません。
- ②施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので医師の診断を受けてください。
- ③「療養費支給申請書」の内容をよく確認する。
⇒療養費支給申請書は、受領者が柔道整復師に国保への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で自署(サイン)をしてください。(サインができない場合は代理記入の上、押印をご自身でお願いします。)白紙の用紙にサインをするのは間違った請求につながりますので、ご注意ください。

こんなときは届出が必要です!

就職や退職などで会社等の健康保険に加入・脱退した時は、必ず切替えの手続きをして下さい。届出は14日以内をお願いします。

●会社等の健康保険に入ったとき

▶手続きに必要なもの

- ①加入された方全員の会社等の健康保険証(又は資格証明書)
- ②加入された方全員の国民健康保険証
- ③国民健康保険税納税通知書

国保の喪失をしないでいると…

- ・本来支払う必要のない国民健康保険税も課税されてしまいます。(届出をされた時点で正しい保険税に算定し直します。)
- ・会社等の健康保険に加入しているのに国民健康保険証を使用してしまうと、病院に支払った医療費を返還していただく場合があります。(この場合お支払いいただいた医療費は会社等の健康保険に請求していただくことができます。)

●会社等の健康保険をやめて国民健康保険に加入するとき

▶手続きに必要なもの

- ①健康保険の離脱証明書(離脱した方全員が記載されたもの)
- ②印鑑
- ③身分証明書(免許証、住基カード、診察券、キャッシュカード等、写真付きのものは1点、写真のないものは2点以上)

●その他に手続きが必要な場合

- ・国民健康保険に加入するとき(転入、出生、生活保護を受けなくなった等)
- ・国民健康保険をやめるとき(転出、死亡、生活保護を受けることになった等)
- ・その他(住所、世帯主、続柄、氏名などが変わったとき)

